

令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、人の生活圏にあるクマを誘引する果樹等の伐採により、クマによる人身被害防止を図ることを目的として、予算の範囲内において、令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）はクマを誘引する果樹等を根元から伐採する事業とする。ただし、農地の保全や営利を目的とした伐採は除く。

2 補助金の交付の対象となる果樹等（以下「対象果樹等」という。）は、周囲半径200m以内に人家があるクリ、カキ、その他クマを誘引すると市長が認めた果樹等とする。ただし、営利目的で植付けされた果樹等は除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 対象果樹等の所有者（所有者から委任を受けた者を含む。）であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 令和8年度十和田市有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の申込)

第5条 補助金の交付を希望する者（以下「希望者」という。）は、別に定める期間内に、十和田市放任果樹等伐採事業補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象果樹等の位置図及び状態（種類・本数等）が分かる現況写真
- (2) 補助対象事業に係る見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し
- (3) 土地の登記事項証明書等対象果樹等の所有者であることを証する書類
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付の決定のために市が保有する前項第4号の書類に関する情報を利用することについて、当該希望者の同意を得た場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

3 第1項の規定による交付の申込ができる回数は、同一年度内において同一補助対象者につき1回限りとする。

4 市長は、第1項の申込があったときは、当該申込に係る書類を審査し、別に定める方法により抽選を行い、補助金の交付申請の対象となる者（以下「交付対象者」という。）を決定するものとする。

5 市長は、前項の規定により交付対象者を決定したときは、希望者に対し、令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金交付対象者決定通知書（様式第2号）より通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十和田市放任果樹等伐採事業補助金交付申請書（様式第3号）を令和9年1月29日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、申請者に令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（伐採期間）

第8条 樹木の伐採は、補助金の交付決定通知日から令和9年2月26日までに完

了しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに、令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施時及び完了後の状況が分かる写真
- (2) 補助対象経費に要した経費が分かる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告書等の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金確定通知書（様式6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
対象果樹等の伐採及び処分に係る委託料（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）又は9万円のいずれか低い額以内